

規制シート(様式)

190195201840001

平成28年12月20日

規制の名称	公共工事の前払金保証事業に関する法律	所管府省	国土交通省
根拠法令等	公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	土地・建設産業局建設業課長 平田 研
規制目的	公共工事に関する前払金の適正且つ円滑な実施を確保するため、前払金保証事業の登録及びその事業の運営の準則を定めることにより、前払金保証事業の健全な発達を図り、もって公共工事の適正な施工に寄与することを目的とする。		
規制内容の概要	○公共工事の前払金保証事業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録が必要 ○保証契約を締結しようとするときは、国土交通大臣の承認を受けた約款に基づく必要	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	公共工事の円滑な施工を確保する観点から、前払金の支払が認められているが、受注者が債務を履行しない場合に備えて、前払金保証事業が必要とされている。前払金保証事業は、公益性・重要性が高いことから、登録制度等を通じて、事業を行う者の健全な運営を確保していく必要がある。また、前払金保証契約が保証事業者と多数の建設業者との間で結ばれる一方、その契約内容は発注者・受注者双方にとって有益でなければならないため、契約に際して用いられる約款についても、国土交通大臣の承認を行う必要があるため。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		